

組

合

概

要

令和7年度

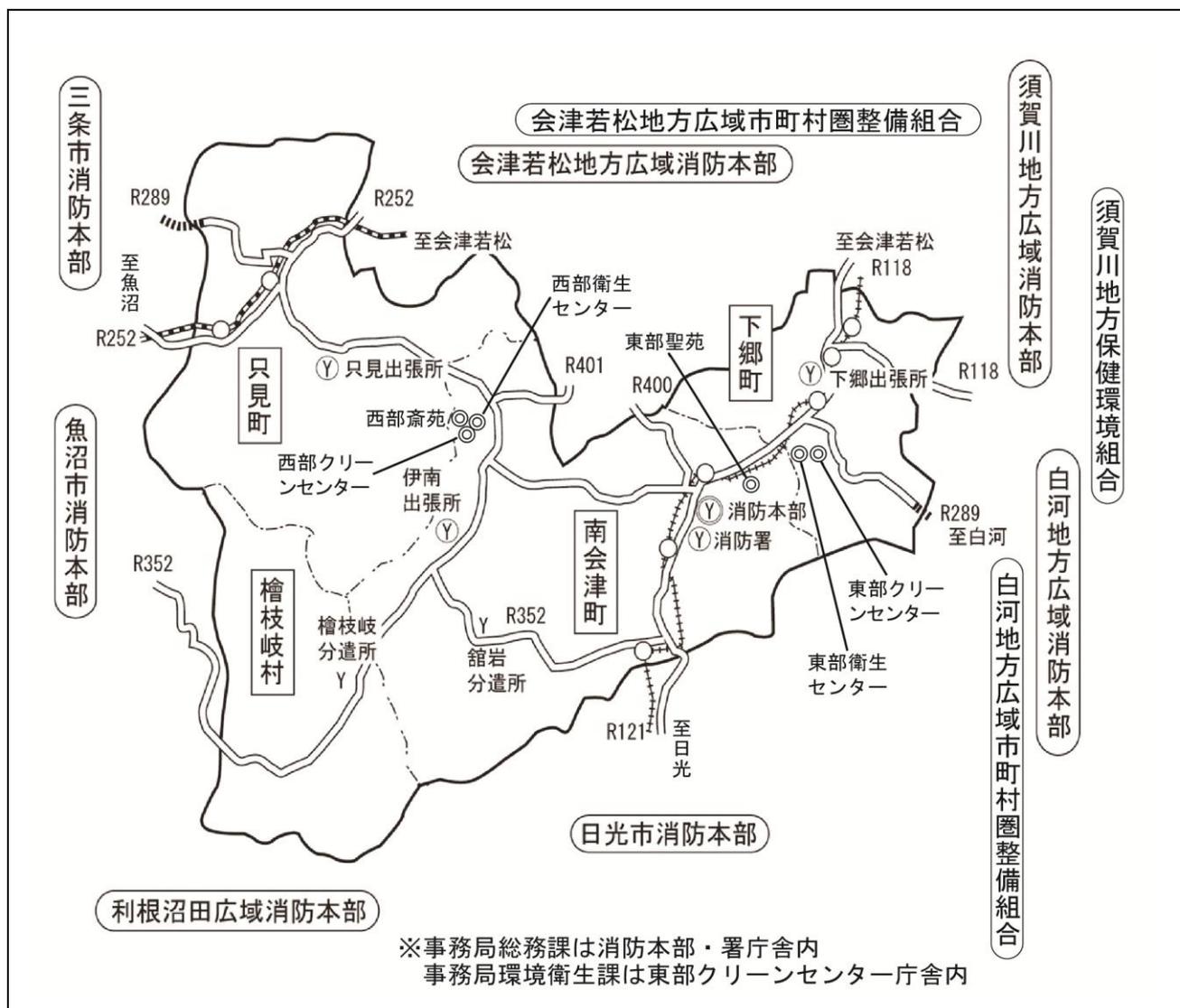
南会津地方広域市町村圏組合

# 目 次

ページ

1. 南会津地方広域市町村圏組合管内図	1
2. 圏域の概況	2
3. 組合の概要	3
南会津地方広域市町村圏組合役員名簿	3
組合構成町村及び共同処理事務加入状況	5
組合設立経過	6
組合の組織図	12
南会津地方広域市町村圏組合格約	15
4. 共同処理事務	18
広域観光事業	18
救急医療体制の整備	18
老人ホーム入所判定委員会	19
介護認定審査会	21
特別養護老人ホーム	23
環境衛生事業	24
広域消防	26
語学指導等を行う外国青年招致事業	29
視聴覚ライブラリー	30
5. 資 料	32
職員の状況	32
令和7年度一般会計予算・環境衛生事業特別会計予算	33
負担金割合一覧	34

# 1. 南会津地方広域市町村圏組合 管内図



町村別面積及び人口等の状況（令和7年7月1日現在）

町村名	南会津町	下郷町	只見町	檜枝岐村	合計
面積	886.47	317.04	747.56	390.46	2,341.53
人口	12,583	4,482	3,482	475	21,022
世帯数	5,572	1,832	1,499	238	9,141

（単位：km<sup>2</sup>・人・世帯）

## ２． 圏 域 の 概 況

本圏域は、福島県の西南部に位置し、圏域中心部から首都東京まで約200km、県都福島市まで約140kmの地点にあり、南会津町、下郷町、只見町、檜枝岐村の3町1村で構成されています。

面積は2,341.53km<sup>2</sup>（県全体の17.0%）、人口は令和2年10月1日国勢調査で24,263人（県全体の1.32%）となっています。

古くは奥会津といわれ、歴史は古く、旧幕府時代は天領（徳川幕府直轄地）として統治され御蔵入と称されていました。江戸から政治・経済・文化の流れが盛んであったことから歴史的文化遺産が数多く継承されており、また、平成19年に指定された尾瀬国立公園をはじめ、越後三山只見国定公園等の豊かな山林・水資源を有する自然の宝庫でもあります。圏域の中心都市南会津町田島地域は、古くから会津西街道（現在の国道121号）の宿場町として発展してきました。

幹線交通網としては、国道118号が下郷町を、国道121号が南会津町田島地域と下郷町を、国道252号が只見町を、国道289号が只見町・南会津町南郷地域・南会津町田島地域・下郷町を、国道352号が檜枝岐村・南会津町伊南地域・南会津町舘岩地域・南会津町田島地域を、国道400号が南会津町田島地域・下郷町を、国道401号が南会津町南郷地域、南会津町伊南地域、檜枝岐村をと、7本もの国道が圏域内を通過しています。

また、本圏域には、2つの第三セクターによる鉄道があり、栃木県新藤原駅から本県の会津高原尾瀬口駅まで運行の野岩鉄道(株)と会津高原尾瀬口駅から西若松駅まで運行の会津鉄道(株)があり、東京の東武浅草駅から会津田島駅までは、直通電車が運行されています。

一方、地勢は駒止峠、中山峠を境に東側（南会津町田島地域、下郷町）の阿賀川（大川）と西側（南会津町舘岩地域・伊南地域・南郷地域、只見町、檜枝岐村）の只見川・伊南川に生活圏が古くから分かれている農山村地帯で、気候は、夏は大陸型、冬は厳しい日本海型で山岳周辺では2～4mを越す豪雪地帯でもあります。

### 3. 組 合 の 概 要

- 名 称 南会津地方広域市町村圏組合
- 所 在 地 〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字西上川原乙 65  
南会津地方広域市町村圏組合消防本部・消防署庁舎内  
電話番号 0241-62-0054 FAX 番号 0241-62-0115
- 設 立 年 月 日 昭和 4 8 年 4 月 1 日
- 構 成 町 村 南会津町・下郷町・只見町・檜枝岐村（3 町 1 村）

#### 南会津地方広域市町村圏組合役員名簿

(令和 7 年 7 月 1 日現在)

##### 管 理 者

役 職 名	現 職	氏 名
管 理 者	南 会 津 町 長	渡 部 正 義
副 管 理 者	檜 枝 岐 村 長	平 野 信 之
副 管 理 者	只 見 町 長	渡 部 勇 夫
副 管 理 者	下 郷 町 長	星 學

##### 監 査 委 員

役 職 名	現 職	氏 名
代 表 監 査 委 員	( 識 見 )	渡 部 寛
監 査 委 員	( 議 会 選 出 )	星 昌 彦

##### 会 計 管 理 者

役 職 名	現 職	氏 名
会 計 管 理 者	南会津町会計管理者	馬 場 和 伸

## 教育委員

役職名	現職	氏名
教育長	南会津町教育長	川島敬章
教育長 職務代理者	下郷町教育長	湯田嘉朗
教育委員	只見町教育長	渡部公三
教育委員	檜枝岐村教育長	平野好道

## 議会議員

役職名	現職	氏名
議長	檜枝岐村議会議長	星浩彦
副議長	下郷町議会議長	湯田健二
議員	南会津町議会議長	山内政
〃	南会津町議会議員	酒井幸司
〃	〃	芳賀正義
〃	〃	森秀一
〃	〃	湯田芳博
〃	〃	湯田哲
〃	〃	渡部裕太
〃	下郷町議会議員	星昌彦
〃	〃	山名田久美子
〃	〃	星邦一
〃	只見町議会議長	佐藤孝義
〃	只見町議会議員	山岸国夫
〃	〃	目黒道人
〃	檜枝岐村議会議員	星賢二

## 組合構成町村及び共同処理事務加入状況

共同処理事務 \ 町 村 名	南 会 津 町	下 郷 町	只 見 町	檜 枝 岐 村
1. 視聴覚教育に関する事	○	○	○	○
2. 広域観光事業に関する事	○	○	○	○
3. 救急医療体制の整備に関する事	○	○	○	○
4. 老人ホーム入所判定委員会に関する事	○	○	○	○
5. 介護認定審査会の設置及び運営に関する事	○	○	○	○
6. 消防に関する事（消防団に関する事を除く）	○	○	○	○
7. 特別養護老人ホームの整備に関する事	○	○	○	○
8. 語学指導等を行う外国青年招致に関する事	○	○	○	○
9. 一般廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する事	○	○	○	
10. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事項に関する事 ア 一般廃棄物処理計画の策定に関する事 イ 一般廃棄物の収集、運搬、処分に関する事 ウ 一般廃棄物処理業の許可等（報告の徴収、立入検査、改善命令を含む。）に関する事 エ 一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の処理に関する事	○	○	○	
11. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく事務のうち次に掲げる事項に関する事 ア 容器包装廃棄物の分別収集計画の策定に関する事 イ 容器包装廃棄物の収集、運搬、処分に関する事	○	○	○	
12. 浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可等（指示、許可の取消し、事業の停止等を含む。）に関する事	○	○	○	
13. 火葬場の設置運営に関する事	○	○	○	

※ 地方自治法285条の規定にある通常の一部事務組合の特殊型である「複合的一  
部事務組合」となります。

## 組合設立経過

- 昭和 47年 8月 ・自治省の指定により南会津地方広域市町村圏協議会発足
- 48年 3月 ・南会津地方広域市町村圏計画策定
- 4月 ・南会津地方広域市町村圏組合設立  
設立当初の共同処理事務
- 1) 南会津地方広域市町村圏計画の策定及び連絡調整に関すること
  - 2) 交通事故相談に関すること
  - 3) 視聴覚教育に関すること
  - 4) 圏域内の観光開発事業の総合調整に関すること
  - 5) 消防に関すること（消防団に関することを除く）
- ・南会津地方土地開発公社設立
- 49年 4月 ・消防本部・署発足。業務開始  
・視聴覚ライブラリー業務開始
- 10月 ・消防署伊南出張所及び只見出張所開所  
・消防署檜枝岐分遣所開所
- 51年 12月 ・南会津地方広域行政センター完成
- 53年 4月 ・救急医療体制の整備に関することを共同処理事務とする
- 10月 ・消防署下郷出張所開所
- 54年 10月 ・南会津地方広域市町村圏組合教育委員会設置
- 11月 ・消防署檜枝岐分遣所が新庁舎に移転
- 55年 4月 ・南郷村外3ヶ町村の隔離病舎組合を解散し、田島・下郷町衛生組合の隔離病舎を本組合に移管し、管理運営を共同処理事務とする
- 56年 3月 ・南会津地方新広域市町村圏計画策定
- 57年 4月 ・職員研修に関すること及び特別養護老人ホームの整備に関することを共同処理事務とする
- ・交通事故相談に関することを共同処理事務から削除する
- ・組合町村の負担額及び方法は組合議会において定めることに改正
- ・消防署館岩分遣所開所
- 10月 ・町村道路台帳の作成に関することを共同処理事務とする
- 58年 1月 ・南会津地方地場産業振興協議会が設立され、地場製品の開発・販路拡大・観光PR等の事業を始める
- 4月 ・特別養護老人ホーム「下郷ホーム」開所

- 昭和 58年 11月 ・消防本部庁舎増築
- 62年 4月 ・特別養護老人ホーム「伊南ホーム」開所
- 5月 ・金山町、昭和村を加え、南会津地方地場産業振興協議会を会津高原ふるさと推進協議会に名称変更。ミス会津高原によるPR活動や会津高原ふるさと振興シンポジウムを始める
- 63年 4月 ・語学指導等を行う外国青年招致に関することを共同処理事務とする
- ・町村道路台帳の作成に関することを共同処理事務から削除する
- 8月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業により、2名の外国語指導助手を招致し、田島町、只見町の中学校での指導を始める
- 平成元年 7月 ・優良広域市町村圏として自治大臣表彰を受ける
- 8月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手1名を舘岩村に追加し3名に増員され、全圏域で英語の指導を始める
- 12月 ・ふるさと市町村圏に選定される
- 2年 1月 ・ふるさと市町村圏選定により、南会津地方ふるさと市町村圏計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関することを共同処理事務とする
- ・ふるさと市町村圏基金5億円を設置する
- 3月 ・消防署舘岩分遣所が新庁舎に移転
- 8月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手1名を下郷町に追加し4名に増員する
- 10月 ・ふるさと市町村圏基金を10億円に増額
- ・会津高原観光情報センター開所
- 3年 3月 ・南会津地方ふるさと市町村圏計画策定
- 8月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手1名を南郷村に追加し5名に増員する
- 5年 4月 ・老人ホーム入所判定委員会に関することを共同処理事務とする
- ・南会津地方広域市町村圏組合発足20周年記念式典を行う
- 7年 11月 ・地域医療支援センターに関することを共同処理事務とする
- 12月 ・南会津地方広域市町村圏組合あいづふるさと基金事業の実施及び連絡調整に関することを共同処理事務とする
- 8年 3月 ・伝染病隔離病舎を解体撤去する
- ・消防無線を全面改修する（中継局3箇所増設）
- ・あいづふるさと基金169,050千円を設置
- 4月 ・地域医療支援センター開所
- ・特別養護老人ホーム「田島ホーム」開所

- 平成 8 年 12 月 ・ あいづふるさと基金 1 6 9 , 0 5 0 千円を造成し、合計で基金 3 3 8 , 1 0 0 千円とする
- 9 年 10 月 ・ あいづふるさと市町村圏オープニングセレモニーが開催される
- 10 年 4 月 ・ 地域医療支援センター運営基金条例が制定される
- 11 年 2 月 ・ 介護認定審査会の設置及び運営に関することを共同処理事務とする
- 7 月 ・ 事務局に社会福祉係が設置される
- 8 月 ・ 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 1 名を田島町に追加し 6 名に増員する
- 9 月 ・ 介護認定審査会を設置する
- 10 月 ・ 要介護準備認定作業が始まる
- 12 月 ・ 伝染病隔離病舎に関することを共同処理事務から削除する
- 12 年 2 月 ・ 特別養護老人ホーム「南郷ホーム」開所
- 4 月 ・ 高規格救急自動車 1 台が運用される。本署に配備
- 13 年 3 月 ・ 第 4 次南会津地方ふるさと市町村圏計画策定
- 4 月 ・ 特別養護老人ホーム「只見ホーム」開所
- 12 月 ・ 消防署檜枝岐分遣所が新庁舎に移転
- 15 年 3 月 ・ 会津高原観光情報センターを閉所
- 16 年 11 月 ・ 救助工作車を更新
- 18 年 3 月 ・ 組合構成団体である、田島町・舘岩村・伊南村・南郷村が町村合併し、南会津町誕生
- ・ 町村合併に伴い組合規約の変更
- 19 年 2 月 ・ 高規格救急自動車を伊南出張所に配備
- 19 年 4 月 ・ 地方自治法の一部改正に伴い組合規約の変更
- ・ ごみ処理広域化会津ブロック検討会事務局へ職員 1 名を出向  
(平成 20 年 6 月 30 日まで)
- 21 年 4 月 ・ 南会津地方環境衛生検討対策室を設置  
(南会津町、只見町からそれぞれ職員 1 名を派遣)
- ・ 視聴覚ライブラリー事業を視聴覚教材・機材の貸出業務のみに縮小
- 8 月 ・ 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 1 名を檜枝岐村に追加し 7 名に増員する
- 22 年 2 月 ・ 南会津地方環境衛生推進計画策定
- 4 月 ・ 田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合の統合協議・調整を開始
- 23 年 3 月 ・ 東日本大震災、福島第 1 原子力発電所事故
- ・ 南会津地方環境衛生検討対策室を廃止

- 平成 23 年 4 月 ・「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」が廃止されたことに伴い、共同処理事務から「ふるさと市町村圏計画の策定」部分を削除する  
 ・職員研修に係ることを共同処理事務から削除する
- 7 月 ・平成 23 年新潟・福島豪雨により、只見町、南会津町が被害を受ける（8 月 19 日激甚災害の指定を受ける）
- 24 年 2 月 ・「新消防体制基本構想」を策定
- 4 月 ・高規格救急自動車を只見出張所に配備
- 10 月 ・水槽付消防ポンプ自動車を更新
- 25 年 4 月 ・新消防体制整備推進室を設置  
 （南会津町、下郷町からそれぞれ 1 名を派遣）
- 10 月 ・新消防体制整備推進室を一時休止  
 ・高規格救急自動車を下郷出張所に配備
- 12 月 ・指揮支援車（救急車両を改造）を本署に配備
- 26 年 2 月 ・消防救急デジタル無線・消防指令システム実施設計完了
- 7 月 ・消防救急デジタル無線・消防指令システム整備工事着工  
 ・輸送車を本署に配備
- 8 月 ・山岳救助隊を発足
- 9 月 ・業務連絡車を本署に配備
- 27 年 3 月 ・消防救急デジタル無線・消防指令システム一部運用開始
- 4 月 ・消防職員大量退職に対応するため消防職員定数を 84 人から暫定定数 86 人とする（平成 27 年度～平成 31 年度）
- 9 月 ・関東・東北豪雨により、南会津町が被害を受ける
- 10 月 ・高規格救急自動車を只見出張所に更新配備
- 28 年 3 月 ・消防救急デジタル無線・消防指令システム正式運用開始
- 12 月 ・水槽付消防ポンプ自動車を伊南出張所に配備
- 29 年 1 月 ・新消防庁舎建設基本計画の策定
- 3 月 ・消防広報車を下郷出張所に配備
- 5 月 ・査察指導車を本署に更新配備
- 30 年 3 月 ・新消防庁舎建設事業実施設計完了  
 ・下郷出張所屋根改修及び車庫増築  
 ・水槽付消防ポンプ自動車を下郷出張所に配備  
 ・あいづふるさと基金事業を廃止されたことに伴い、共同処理事務から削除する
- 4 月 ・消防職員大量退職の対応及び救急出動 3 名体制確保のため、消防職員条例定数を 84 人から 88 人とする。ただし、平成 30 年度から令和 2 年度までは暫定定数 90 人とする

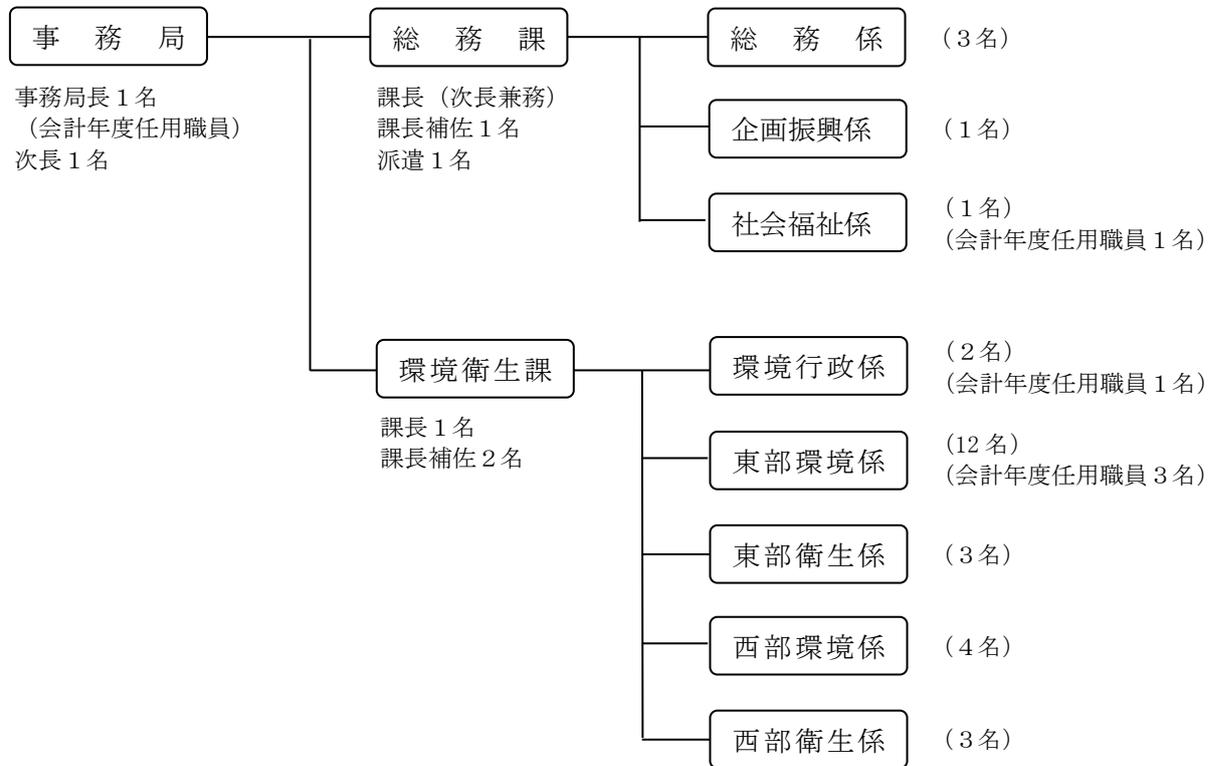
- 平成 30 年 6 月 ・新消防庁舎建設事業、第一期工事（庁舎棟、緊急車両庫棟）が  
工事着工となる
- 8 月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助  
手 1 名（小学校専属）を只見町に追加し 8 名に増員する
- 11 月 ・水槽付消防ポンプ自動車を只見出張所に配備
- 31 年 3 月 ・地域医療支援センターを廃止されたことに伴い、共同処理事務  
から削除する
- 令和元年 12 月 ・新消防庁舎建設事業、第一期工事（庁舎棟、緊急車両庫棟）が  
完了、新庁舎にて業務を開始する  
・高規格救急自動車を伊南出張所に更新配備
- 2 年 3 月 ・ふるさと市町村圏事業を廃止されたことに伴い、共同処理事務か  
ら削除し、「圏域内の観光開発事業の総合調整に関すること」を  
「広域観光事業に関すること」に変更する
- 9 月 ・消防広報車を只見出張所に更新配備
- 11 月 ・資機材搬送車を本署に配備
- 12 月 ・新消防庁舎建設事業、第二期工事（正・副訓練塔及び一般車両車  
庫、倉庫）が完了する  
・南会津地方広域行政センター解体工事完了
- 3 年 8 月 ・語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 1  
名を減員し、7 名体制とする
- 10 月 ・消防本部新庁舎が令和 3 年度木材利用優良施設コンクール林野  
庁長官賞を受賞
- 11 月 ・救急自動車を舘岩分遣所に更新配備
- 4 年 1 月 ・「消防出張所・分遣所庁舎整備（耐震化・感染対策）基本計画」  
を策定
- 10 月 ・檜枝岐分遣所増改築工事着工
- 11 月 ・伊南・下郷出張所待機宿舎解体工事完了  
・只見出張所新庁舎建設工事着工
- 5 年 2 月 ・高規格救急自動車を本署に更新配備
- 3 月 ・指揮車（救急車両を改造）を本署に配備  
・只見出張所新庁舎基本・実施設計完了  
・檜枝岐分遣所庁舎増改築工事完了
- 4 月 ・災害対応力の強化及び現場活動要員の確保等のため、消防職員  
条例定数を 88 名から 100 名とする
- 12 月 ・高規格救急自動車を下郷出張所に更新配備
- 6 年 3 月 ・伊南出張所新庁舎基本・実施設計完了

- 令和 6 年 4 月 ・ 統合準備室を設置（南会津町から職員 1 名を派遣）し、南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合の統合協議・調整を開始  
・ 伊南出張所新庁舎建設工事着工
- 6 月 ・ 只見出張所新庁舎建設工事が完了、新庁舎にて業務を開始する
- 8 月 ・ 語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手 1 名を減員し、6 名体制とする
- 12 月 ・ 高規格救急自動車を只見出張所に更新配備
- 令和 7 年 4 月 ・ 南会津地方広域市町村圏組合に、南会津地方環境衛生組合が編入統合する。  
・ 組合議会議員定数が 12 名から 16 名に増となる。  
・ 事務局に総務課と環境衛生課が新設される。
- 6 月 ・ 伊南出張所新庁舎建設工事が完了、新庁舎にて業務を開始する

# 組合の組織図

## 1) 事務局組織

○ 職員 41名

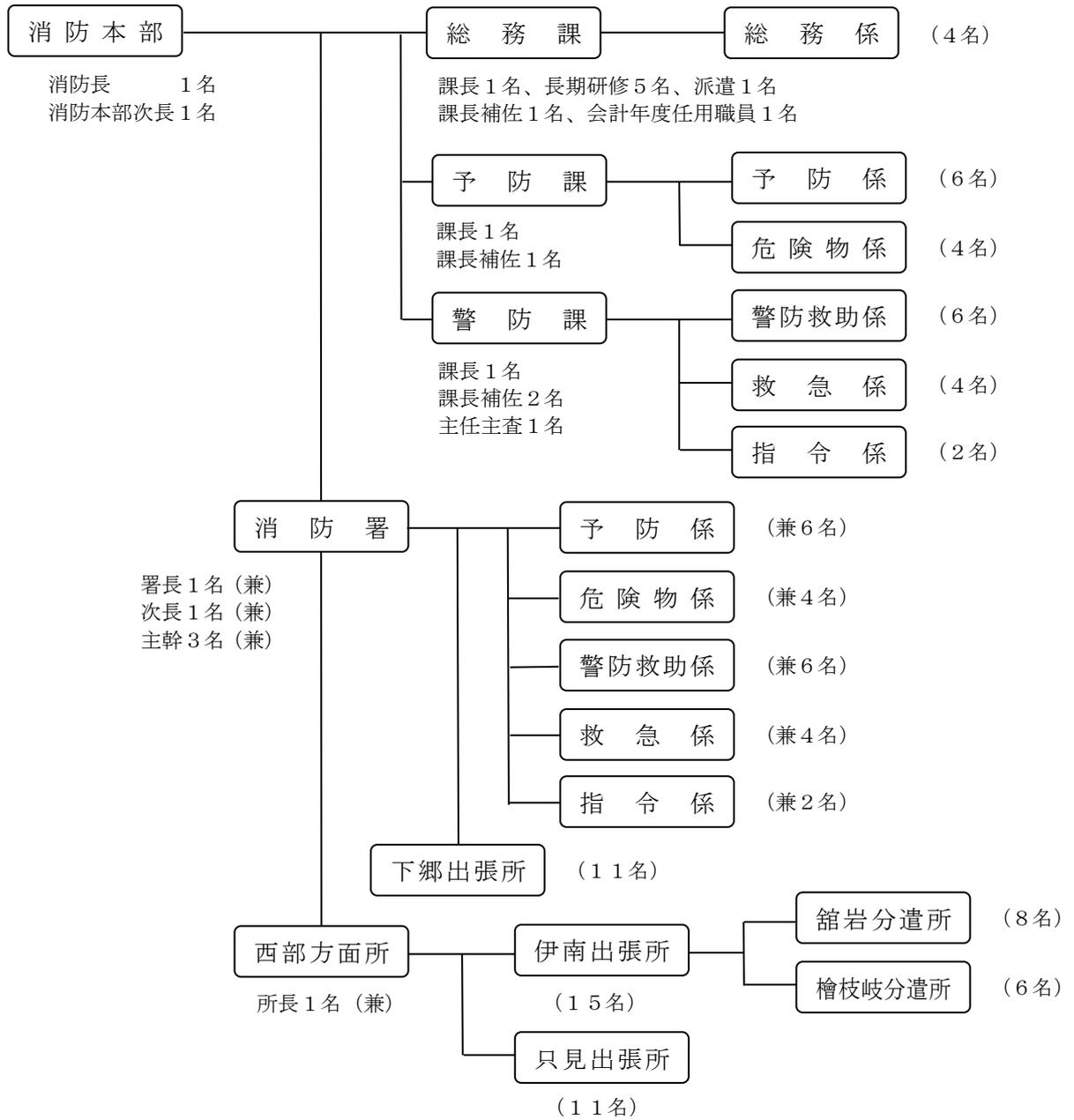


## 人員配置

所属 役職	総務課			環境衛生課					合計
	総務係	企画振興係	社会福祉係	環境行政係	東部環境係	東部衛生係	西部環境係	西部衛生係	
事務局長	1								1
次長	1								1
課長	(1)			1					1
課長補佐	1			1			1		3
主任主査			1	1		1			3
係長	(1)	(1)	(1)	(1)	1	(1)	(1)	(1)	1
主任技能員					1		2		3
主査	2	1		1		1		2	7
副主査	1				1		1		3
主事	1								1
技能員					9	1	1	1	12
会計年度			1	1	3				5
合計	7	1	2	5	15	3	5	3	41

## 2) 消防本部・署組織

○ 職 員 94名

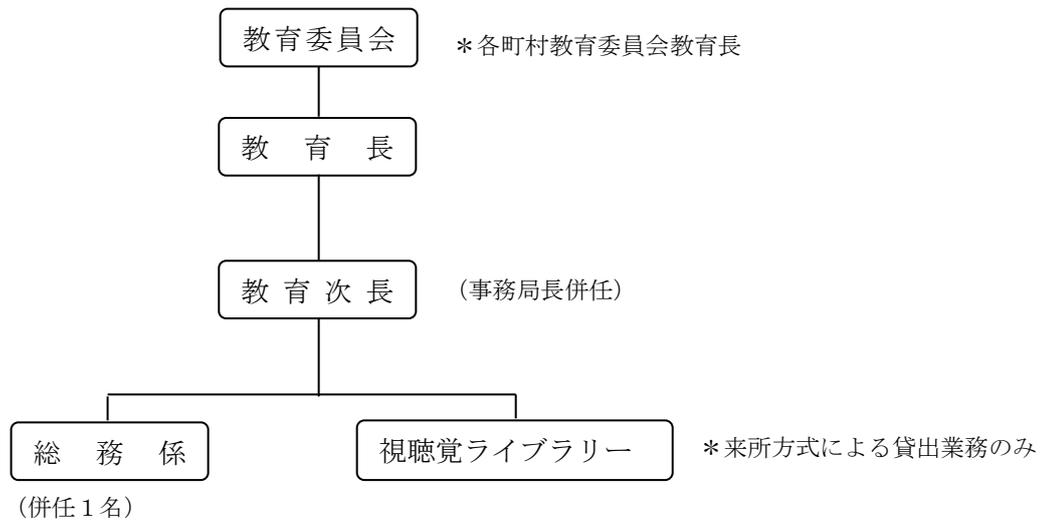


### 人員配置

署所 階級	本署	伊南 出張所	只見 出張所	下郷 出張所	館岩 分遣所	檜枝岐 分遣所	計
消防監	1						1
消防司令長	2						2
消防司令	8	2	1	1	1		13
消防司令補	10	2	3	3	1	2	21
消防士長	13	6	4	6	2	2	33
消防副士長	2		2		2		6
消防士	6	5	1	1	2	2	17
会計年度	1						1
合計	43	15	11	11	8	6	94

### 3) 教育委員会組織

○ 職員 併任 1名



#### 《一般職員》

事務局	34名
教育委員会	0名
派遣	1名
合計	35名

#### 《消防職員》

消防本部	87名
長期研修	5名
派遣	1名
合計	93名

#### 《会計年度任用職員》

事務局	6名
消防本部	1名
合計	7名

# 南会津地方広域市町村圏組合規約

(昭和48年4月1日福島県知事許可)

## 第 1 章 総 則

(組合の名称)

**第 1 条** この組合は、南会津地方広域市町村圏組合（以下「組合」という。）という。  
(組合を組織する町村)

**第 2 条** 組合は、南会津町、下郷町、只見町及び檜枝岐村（以下「組合町村」という。）  
をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

**第 3 条** 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 視聴覚教育に関すること。
- (2) 広域観光事業に関すること。
- (3) 救急医療体制の整備に関すること。
- (4) 老人ホーム入所判定委員会に関すること。
- (5) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
- (6) 消防に関すること（消防団に関することを除く。）。)
- (7) 特別養護老人ホームの整備に関すること。
- (8) 語学指導等を行う外国青年招致に関すること。
- (9) 一般廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること（南会津町、下郷町及び只見町に限る。）。)
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事務のうち次に掲げる事項に関すること（南会津町、下郷町及び只見町に限る。）。
  - ア 一般廃棄物処理計画の策定に関すること。
  - イ 一般廃棄物の収集、運搬、処分に関すること。
  - ウ 一般廃棄物処理業の許可等（報告の徴収、立入検査、改善命令を含む。）に関すること。
  - エ 一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の処理に関すること。
- (11) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に基づく事務のうち次に掲げる事項に関すること（南会津町、下郷町及び只見町に限る。）。
  - ア 容器包装廃棄物の分別収集計画の策定に関すること。
  - イ 容器包装廃棄物の収集、運搬、処分に関すること。
- (12) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく浄化槽清掃業の許可等（指示、許可の取消し、事業の停止等を含む。）に関すること（南会津町、下郷町及び只見町に限る。）。)
- (13) 火葬場の設置運営に関すること（南会津町、下郷町及び只見町に限る。）。)

(組合の事務所の位置)

**第 4 条** 組合の事務所は福島県南会津郡南会津町田島字西上川原乙65番地に置く。

## 第 2 章 組 合 の 組 織

(議員の定数)

**第 5 条** 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、16人とし、その選出区分は次のとおりとする。

南会津町 7人 下郷町 4人 只見町 3人 檜枝岐村 2人

2 組合議員は、組合町村の議会の議長をもってあてるほか、当該議会の議員のうちから選挙（以下「選挙による議員」という。）する。

3 前項の選挙による議員に欠員を生じたときは、その欠員となった議員を選挙した組合町村の議会において、すみやかに補欠議員を選挙しなければならない。

(議員の任期)

**第 6 条** 組合議員の任期は、組合町村の議会の議員の任期による。

2 補欠選挙により選挙された組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議員の異動通知)

**第 7 条** 組合町村の長は、当該町村にかかる組合議員が定まったとき、又は当該組合議員に異動を生じたときは、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

(議長及び副議長)

**第 8 条** 組合の議会に、議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちからそれぞれ選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

## 第 3 章 組 合 の 執 行 機 関

(管理者及び副管理者)

**第 9 条** 組合に管理者1人、副管理者3人を置く。

2 前項の管理者及び副管理者は、組合町村の長がそれぞれ互選する。

3 管理者及び副管理者の任期は、組合町村の長の任期による。

4 管理者に事故あるときは、管理者があらかじめ指定する順序により、副管理者がその職務を代理する。

5 管理者および副管理者は非常勤とする。

(会計管理者)

**第 10 条** 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、南会津町の会計管理者をもって、これにあてる。

(消防長)

**第 10 条の 2** 組合に消防長1人を置く。

2 消防長は、管理者がこれを任免する。

(職 員)

**第 11 条** 組合に職員を置き、その定数は、条例で定める。

2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。ただし、消防職員は、消防長が管理者の承認を得てこれを任免する。

(監査委員)

**第 12 条** 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者から選任された者にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うことを妨げない。
- 4 監査委員は、非常勤とする。

## 第 4 章 組 合 の 経 費

(経費の支弁方法)

- 第 1 3 条** 組合の経費は、組合町村の負担金及びその他の収入をもってこれにあてる。
- 2 前項に定める組合町村の負担額及び方法は、組合の議会において定める。

## 第 5 章 補 則

- 第 1 4 条** この規約に定めるもののほか、組合の運営について必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、福島県知事の許可のあった日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 組合は、令和7年3月31日をもって解散する南会津地方環境衛生組合の事務を承継する。  
(南会津地方環境衛生組合の解散に伴う決算の認定)
- 3 組合は、令和7年3月31日をもって解散する南会津地方環境衛生組合の決算の認定について、組合の監査委員が審査を行い、これを組合の議会の認定に付することとする。

(途中附則省略)

附 則 (令和7年1月8日福島県知事許可)

この規約は、福島県知事の許可を得たうえで令和7年4月1日から施行する。

## 4. 共同処理事務

### 広域観光事業

#### 1. 令和7年度事業

ア) 観光案内地図「ようこそ会津高原」作成、配布

南会津地方4町村（南会津町、下郷町、只見町、檜枝岐村）の地域情報提供と周遊観光促進のため、観光案内地図「ようこそ会津高原」を作成し、圏域内及び県内外の観光案内所・沿線各駅・主要観光客立ち寄り施設等に配置するとともに、旅行代理店及び出版社等に対し、町村パンフレットと合わせて送付します。

イ) ICTを活用した地域情報の発信

ホームページやSNS等を活用し、南会津地方の体験学習情報、地場産品情報、観光情報等を発信します。

### 救急医療体制の整備

休日における救急患者に対する救急医療体制確保のため、救急医療施設在宅当番医師の運営を南会津郡医師会に委託し、実施しています。

南会津郡医師会会員数	15人
南会津郡在宅当番医参加機関数	7医院

#### 日曜当番医院

- ① 高橋医院（南会津町田島）
- ② 馬場医院（南会津町田島）
- ③ (医) きむらクリニック（南会津町田島）
- ④ (医) 社団仁嘉会 館岩愛輝診療所（南会津町湯ノ花）
- ⑤ (医) 南嶺会 なかやクリニック（南会津町片貝）
- ⑥ (医) 正生会 佐藤医院（下郷町）
- ⑦ (医) 社団 芳賀医院（下郷町）

## 老人ホーム入所判定委員会

65歳以上（65歳未満の者であって特に必要があると認めるものを含む。）の者であって、身体上もしくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護することが困難な方に係る老人ホームへの措置入所の要否判定を実施しています。なお、特別養護老人ホームへの入所判定はそれぞれの特養ホームで行われます。

### 1. 判定委員（7名）

- 医師
- 南会津保健福祉事務所福祉担当課長
- 構成町村の福祉担当課長
- 特別養護老人ホーム施設長代表者

### 2. 判定委員会の結果

年 度	依 頼 件 数	結 果（件）					委 員 会 回 数
		特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	養 護 老 人 ホ ー ム	要 入 院	保 留	入 所 対 象 外	
H 5	41	33	4	2	2		3回
H 6	47	41	2	1	2	1	3回
H 7	48	42	5			1	3回
H 8	85	82	2			1	5回
H 9	50	49	1				3回
H 10	66	57	9				3回
H 11	0						0回
H 12	5		5				2回
H 13	2		1		1		2回
H 14	5		5				2回
H 15	2		2				2回
H 16	1		1				1回
H 17	3		3				2回
H 18	0						0回
H 19	3		3				2回
H 20	4		4				4回
H 21	2		2				2回
H 22	2		2				2回
H 23	1		1				1回
H 24	0						0回
H 25	0						0回

年 度	依 頼 件 数	結 果 (件)					委 員 会 回 数
		特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	養 護 老 人 ホ ー ム	要 入 院	保 留	入 所 対 象 外	
H 2 6	0						0 回
H 2 7	2		2				2 回
H 2 8	0						0 回
H 2 9	0						0 回
H 3 0	0						0 回
R 1	1					1	1 回
R 2	1		1				1 回
R 3	0						0 回
R 4	1		1				1 回
R 5	0						0 回
R 6	0						0 回

\*平成 11 年 10 月 1 日より養護老人ホームを対象として判定

\*平成 20 年度より委員会開催を省略し、書類判定により実施

## 介護認定審査会

介護保険制度における被保険者等の要介護状態又は要支援状態の判定業務を行うため、学識経験を有する委員による審査判定（二次判定）を実施し、その判定結果を保険者（構成町村）へ報告しています。保険者は要介護等を決定し、被保険者等に通知することとなります。

- 介護認定審査会委員：24名
- 介護認定審査会合議体：6合議体

### 1. 合議体の設置内容

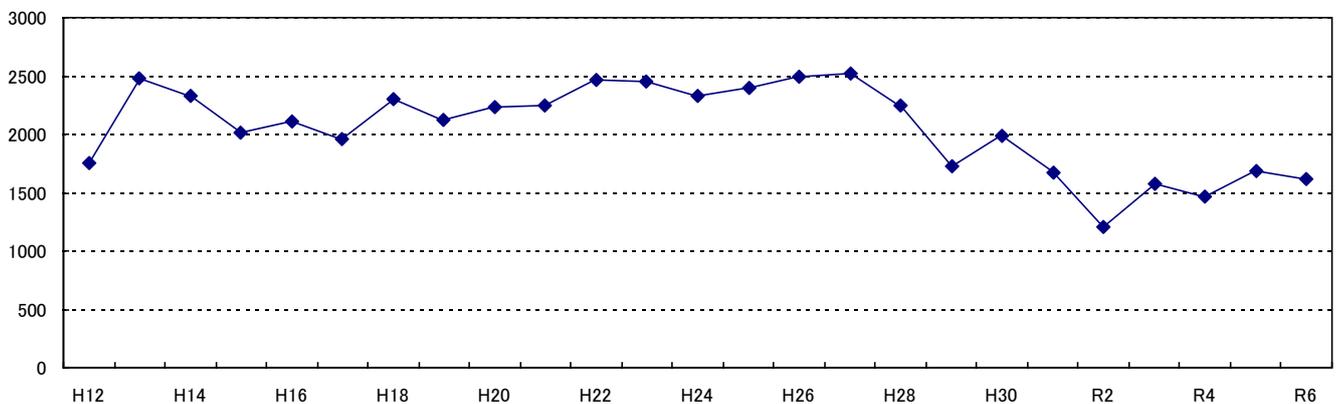
分野	職 種（資格）	第1合議体～第6合議体	人数
医療	医 師	輪番により出席	12名
保健	保健師、看護師、 准看護師	各1名	6名
福祉	社会福祉施設長、 介護福祉士、 社会福祉士、 介護支援専門員等	各1名	6名

### 2. 審査判定の結果

年度	審査 件数	結 果（件）										審査会 開催回数
		非該当	要支援	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	再調査	
H11	1,039	80	119			272	137	125	140	161	5	40回
H12	1,749	56	226			479	317	203	228	230	10	67回
H13	2,474	40	293			748	466	306	340	267	14	95回
H14	2,325	31	246			731	426	289	289	303	10	92回
H15	2,017	13	307			588	297	269	220	312	11	92回
H16	2,104	34	353			642	303	231	235	288	18	93回
H17	1,954	25	356	19	21	568	284	255	254	164	8	92回
H18	2,305	23		381	422	265	377	288	254	287	8	99回
H19	2,120	9		282	332	310	377	323	267	216	4	97回
H20	2,232	7		326	345	284	416	347	252	247	8	96回

年度	審査 件数	結 果 (件)										審査会 開催回数
		非該当	要支援	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	再調査	
H21	2,252	20		275	352	326	402	324	299	250	4	96回
H22	2,459	30		281	379	376	431	312	328	316	6	97回
H23	2,455	24		245	344	392	455	322	341	328	4	97回
H24	2,328	7		203	361	387	473	299	334	263	1	97回
H25	2,392	18		230	338	362	494	351	313	278	8	96回
H26	2,496	16		264	378	375	472	362	361	266	2	97回
H27	2,524	19		265	359	383	461	385	368	280	4	97回
H28	2,250	18		258	328	359	451	288	302	242	4	95回
H29	1,732	7		191	241	311	310	205	233	232	2	90回
H30	1,980	17		206	309	312	359	283	272	218	4	97回
R 1	1,677	11		190	211	307	293	203	241	221	0	93回
R 2	1,200	11		124	173	209	209	162	171	141	0	80回
R 3	1,575	16		170	206	266	272	222	215	208	0	93回
R 4	1,467	7		165	187	256	266	198	215	173	0	91回
R 5	1,679	12		159	205	287	298	233	276	208	1	94回
R 6	1,614	14		148	179	292	274	233	253	221	0	94回

審査件数



## 特別養護老人ホーム

圏域内には、本広域圏組合が広域的に調整し、社会福祉法人南会津会で設置運営している「下郷ホーム」「伊南ホーム」「田島ホーム」「南郷ホーム」「只見ホーム」の5個所の特別養護老人ホームがあります。老人福祉法や介護保険法の規定に基づき、要介護高齢者へ適切な介護等を行い、高齢者福祉の充実に寄与しています。

### ○下郷ホーム

所在地	下郷町大字沢田字若林甲1572
開設年月日	昭和58年4月1日
建物延面積	1,718.37㎡ (鉄筋コンクリート平屋建)
総工費	381,727千円

### ○伊南ホーム

所在地	南会津町古町字太子堂186-1
開設年月日	昭和62年4月1日
建物延面積	1,760.8㎡ (鉄筋コンクリート平屋建)
総工費	414,760千円

### ○田島ホーム

所在地	南会津町永田字風下3番地1
開設年月日	平成8年4月1日
建物延面積	3,290.4㎡ (鉄筋コンクリート平屋建)
総工費	1,504,627千円

### ○南郷ホーム

所在地	南会津町片貝字中田97
開設年月日	平成12年2月1日
建物延面積	2,985.05㎡ (鉄筋コンクリート平屋建)
総工費	1,264,568千円

### ○只見ホーム

所在地	只見町大字長浜字久保田1
開設年月日	平成13年4月1日
建物延面積	3,080.13㎡ (鉄筋コンクリート平屋建)
総工費	1,456,548千円

## 環境衛生事業

南会津地方環境衛生組合が令和7年3月31日付で解散し、令和7年4月1日に編入統合により本組合の事務局内に、新たに環境衛生事業（ごみ処理施設2ヶ所・し尿処理施設2ヶ所・火葬場2ヶ所）が加わっています。圏域内の檜枝岐村を除く3町（南会津町・下郷町・只見町）の各家庭から排出されるごみの処理及びし尿の処理、斎場の管理運営を承継しています。

### [施設の概要]

施設別	名称	所在地
ごみ処理施設	東部クリーンセンター	下郷町大字落合字下川原 138-1
	西部クリーンセンター	南会津町山口字下荒町 2172-9
し尿処理施設	東部衛生センター	下郷町大字落合字上下川原 90
	西部衛生センター	南会津町山口字下荒町 2172-14
斎場	東部聖苑	南会津町田島字東下原 21
	西部斎苑	南会津町山口字下荒町 2172-51

### [ごみ処理施設の状況]

名称	竣工年月	稼働後経過年数	処理能力
東部クリーンセンター	平成4年3月	32年	40t/日 (20t/16h×2炉)
西部クリーンセンター	平成7年3月	29年	25t/日 (12.5t/8h×2炉)

※西部クリーンセンターは現在1炉のみの稼働としておりますので、半分の処理能力となります。(12.5t/日 12.5/8h×1炉)

### [し尿処理施設の状況]

名称	竣工年月	稼働後経過年数	処理能力
東部衛生センター	昭和59年3月	40年	40kl/日
西部衛生センター	平成3年3月	33年	25kl/日

### [斎場施設の状況]

施設名	委託業者名	処理能力等	竣工年月
東部聖苑	(株) しもごう環境サービス	火葬炉2基	昭和62年5月
西部斎苑	(有) 西部開発	火葬炉2基	昭和54年3月

●ごみの搬入量の実績 (kg)

種 別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
可 燃 ご み	7,988,300	7,705,380	7,778,050	7,415,060	6,963,820
不 燃 ご み	456,480	392,590	432,790	439,450	417,090
粗 大 ご み	435,870	384,850	452,450	409,420	469,190
危 険 ご み	22,940	24,140	26,040	22,710	23,310
ペットボトル	40,400	41,860	44,580	43,380	42,530
ビ ン 類	148,900	148,550	142,830	128,310	124,620
プ ラ 製	78,710	79,410	80,730	78,500	76,020
紙 製	34,220	34,290	34,790	35,070	33,260
紙 パ ッ ク	5,430	4,800	4,170	3,940	3,660
段 ボ ー ル	136,620	161,190	140,350	154,910	146,630
古 紙 類	248,600	238,430	249,410	203,980	204,510
小 計	9,596,470	9,194,650	9,407,030	8,934,730	8,504,640
檜枝岐村可燃ごみ	116,300	115,540	116,300	109,970	105,090
災害ごみ	1,125,300	0	0	0	0
合 計	10,838,070	9,310,190	9,523,330	9,044,700	8,609,730

●し尿処理の実績 (kl)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
生 し 尿	3969.9	3964.5	3808.8	3577.5	3357.9
浄 化 槽	12410.1	12209.4	12281.4	12755.7	12493.8
農林集配汚泥	811.8	894.6	929.7	929.7	1047.6
合 計	17191.8	17068.5	17019.9	17262.9	16899.3

●火葬の実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
火葬件数	475 件	515 件	453 件	548 件	496 件

※管外利用者も含む

## 広 域 消 防

安心安全な地域づくりのため、常備消防の担う役割は非常に大きいものがあります。南会津広域圏では、1本部1署3出張所2分遣所体制で取り組んでいます。

### [施設の概要]

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
消防本部・署	南会津町田島字西上川原乙 65	南会津町田島地域及び南会津郡全域
伊南出張所	南会津町古町字西町尻 1428-23	南会津町伊南地域・南郷地域
只見出張所	只見町大字長浜字川除 11	只 見 町
下郷出張所	下郷町大字中妻字大百刈 93-2	下 郷 町
檜枝岐分遣所	檜枝岐村字見通 1178-2	檜 枝 岐 村
舘岩分遣所	南会津町松戸原 128	南会津町舘岩地域

### ○消防本部・消防署

開 所 日	昭和49年4月1日 (現庁舎は、令和元年12月4日より)
総 工 費	1,828,058千円(訓練塔等を含む)
床 延 面 積	2,985.38㎡ 敷地面積 6,701.21㎡
構 造	鉄骨造+木造3階建

### ○伊南出張所

開 所 日	昭和49年10月1日 (現庁舎は、令和7年6月30日より)
総 工 費	千円
床 延 面 積	625.86㎡ 敷地面積 2496㎡
構 造	鉄骨造2階建

### ○只見出張所

開 所 日	昭和49年10月1日 (現庁舎は、令和6年6月30日より)
総 工 費	503,986千円(旧庁舎の解体工事は含まない)
床 延 面 積	543.13㎡ 敷地面積 2,941.35㎡
構 造	鉄骨造2階建

○下郷出張所

開所日	昭和53年10月1日		
総工費	40,225千円		
床延面積	372.08㎡	敷地面積	2,106.80㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建（一部1階建）		

○檜枝岐分遣所（檜枝岐村より借用）

開所日	昭和49年10月1日 (現庁舎は、平成13年12月27日より)		
床延面積	246.69㎡	敷地面積	544.80㎡
構造	鉄骨造2階建		

○館岩分遣所（南会津町（旧館岩村）より借用）

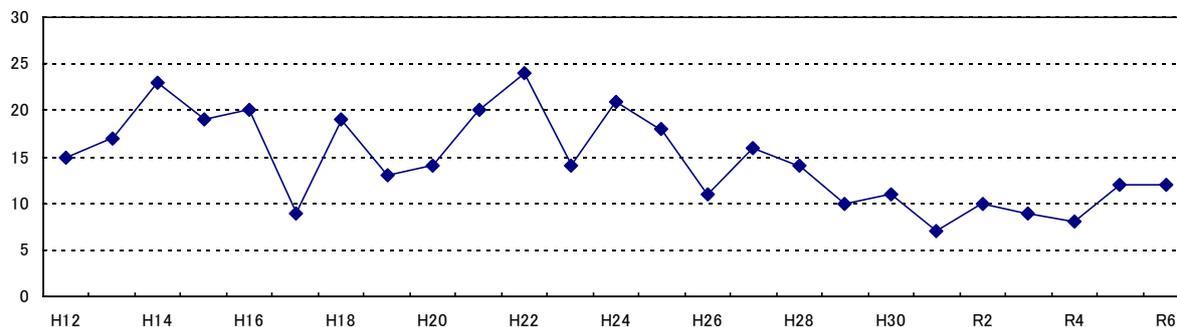
開所日	昭和57年4月1日 (現庁舎は、平成2年3月12日より)		
床延面積	205.00㎡	敷地面積	437.15㎡
構造	木造2階建		

[圏域内火災出場件数]

(統計は歴年)

年	件数								
S49	20	S60	35	H8	17	H19	13	H30	11
S50	27	S61	26	H9	25	H20	14	R1	7
S51	27	S62	29	H10	17	H21	20	R2	10
S52	36	S63	22	H11	22	H22	24	R3	9
S53	27	H1	18	H12	15	H23	14	R4	8
S54	29	H2	24	H13	17	H24	21	R5	12
S55	19	H3	17	H14	23	H25	18	R6	12
S56	26	H4	13	H15	19	H26	11		
S57	23	H5	14	H16	20	H27	16		
S58	25	H6	28	H17	9	H28	14		
S59	24	H7	14	H18	19	H29	10		

圏域内火災出場件数

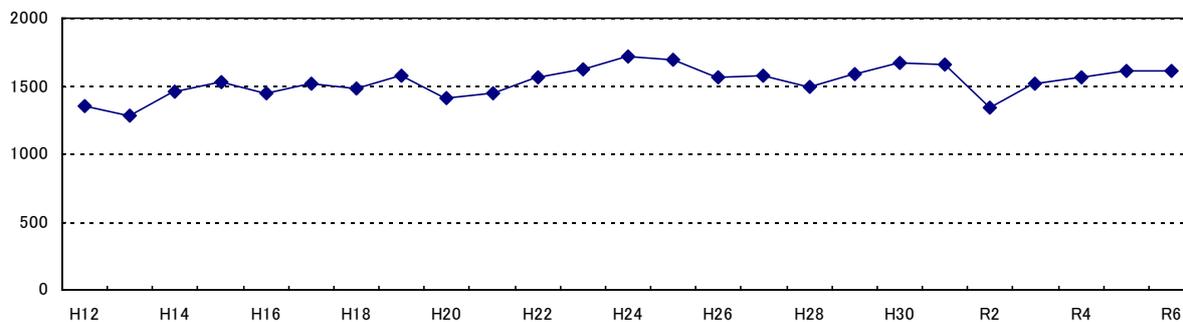


[圏域内救急出場件数]

(統計は歴年)

年	件数	年	件数	年	件数	年	件数	年	件数
S49	251	S60	915	H 8	1,144	H19	1,576	H30	1,688
S50	591	S61	1,022	H 9	1,125	H20	1,408	R 1	1,661
S51	721	S62	1,076	H10	1,183	H21	1,449	R 2	1,340
S52	795	S63	1,073	H11	1,218	H22	1,560	R 3	1,521
S53	781	H 1	1,141	H12	1,357	H23	1,626	R 4	1,559
S54	888	H 2	1,119	H13	1,285	H24	1,714	R 5	1,607
S55	878	H 3	1,128	H14	1,463	H25	1,693	R 6	1,614
S56	869	H 4	1,193	H15	1,528	H26	1,565		
S57	881	H 5	1,140	H16	1,444	H27	1,571		
S58	998	H 6	1,095	H17	1,520	H28	1,496		
S59	967	H 7	1,124	H18	1,483	H29	1,583		

圏域内救急出場件数



## 語学指導等を行う外国青年招致事業

本圏域では、昭和63年度に総務省・外務省・文部科学省の協力による「語学指導等を行う外国青年招致事業」を共同処理事務とし、圏域内中学校での英語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流活動の推進を図ってまいりました。

令和7年度からは、構成町村教育委員会へ事業を移管しておりますが、本組合で契約したALTの先生方が契約満了となるまでの間は、引き続きサポートを行っております。

### [招致外国青年と招致状況（昭和63年度から令和6年度まで）]

（令和7年3月31日現在）

業務開始以来の招致外国青年数		92名		
〔性別〕	男性	60名	女性	32名
〔国籍〕	アメリカ	43名	イギリス	35名
	カナダ	11名	ニュージーランド	2名
	ジャマイカ	1名		
〔勤務期間〕	1年	23名	2年	30名
	3年	26名	4年	6名
	5年	6名	6年	1名

## 視 聴 覚 ラ イ ブ ラ リ ー

視聴覚ライブラリーは、視聴覚教材の活用を促進することによって、学校教育・社会教育における分かりやすい学習の展開をめざし、その効果的な利用を図るために各種講習会や講座を開催し、視聴覚教育の技術や利用方法の普及などに努めてきました。

しかしながら、メディアの多様化や利用者の減少などから視聴覚ライブラリーはその役割が減少したとの認識のもと、教材整備、搬送、講習会、映画会等の業務は平成20年度をもって終了とし、21年度からは来所方式による教材、機材の貸出業務のみを実施しています。

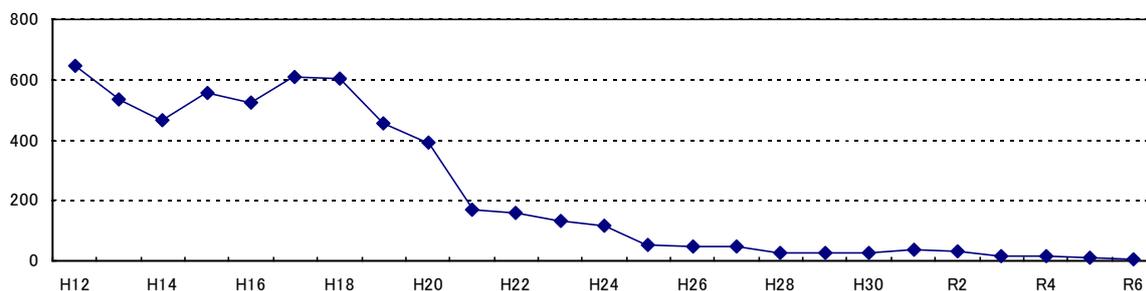
### [視聴覚教材・機材整備状況] (令和7年4月1日現在)

教 材		機 材	
16mm映画フィルム	70本	16mm映写機	12台
DVDソフト	98本	スライド映写機	2台
スライドフィルム	11組	スクリーン	25本
		液晶プロジェクター	3台

### [視聴覚教材貸出状況]

年度	本数	年度	本数	年度	本数	年度	本数
S49	93	S62	1,098	H12	647	H25	53
S50	353	S63	1,133	H13	533	H26	46
S51	540	H 1	826	H14	467	H27	49
S52	604	H 2	891	H15	558	H28	24
S53	789	H 3	932	H16	525	H29	28
S54	648	H 4	921	H17	610	H30	25
S55	1,023	H 5	784	H18	605	R 1	36
S56	912	H 6	786	H19	458	R 2	34
S57	1,338	H 7	731	H20	394	R 3	16
S58	1,296	H 8	742	H21	170	R 4	16
S59	1,252	H 9	851	H22	157	R 5	10
S60	1,246	H10	780	H23	135	R 6	6
S61	1,104	H11	609	H24	119		

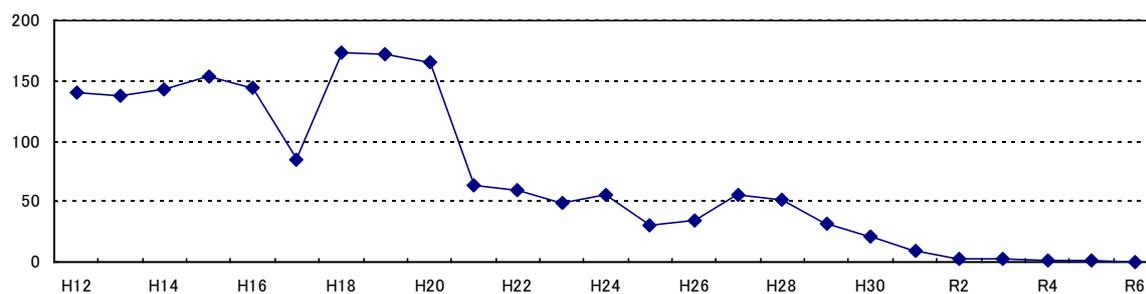
視聴覚教材貸出状況



[視聴覚機材貸出状況]

年度	台数	年度	台数	年度	台数	年度	台数
S49	14	S62	243	H12	140	H25	31
S50	251	S63	349	H13	138	H26	35
S51	367	H 1	212	H14	143	H27	55
S52	351	H 2	204	H15	154	H28	52
S53	338	H 3	244	H16	144	H29	32
S54	342	H 4	206	H17	85	H30	21
S55	354	H 5	185	H18	174	R 1	9
S56	324	H 6	175	H19	172	R 2	2
S57	404	H 7	157	H20	166	R 3	2
S58	439	H 8	147	H21	63	R 4	1
S59	438	H 9	142	H22	59	R 5	1
S60	383	H10	123	H23	49	R 6	0
S61	307	H11	178	H24	55		

視聴覚機材貸出状況



# 5. 資 料

## 職 員 の 状 況

令和7年4月1日現在

	人 員	職 員	会 計 年 度 任 用 職 員	備 考
区 分		人	人	
事 務 局	事 務 局 長		1	教育次長を併任
	事 務 局 次 長	1		総務課長を兼務
	総 務 課	7 (1)	1	( )書きは兼務
	環 境 衛 生 課	27	4	
	小 計	35	6	
消 防	消 防 長	1		消防署長を兼務
	消 防 本 部 次 長	1		消防署次長を兼務
	総 務 課	12	1	本部・署兼務
	予 防 課	12		本部・署兼務
	警 防 課	16		本部・署兼務
	下 郷 出 張 所	11		
	伊 南 出 張 所	15		
	只 見 出 張 所	11		
	舘 岩 分 遣 所	8		
	檜 枝 岐 分 遣 所	6		
	小 計	93	1	
教 育 委 員 会	教 育 次 長		(1)	( )書きは併任
	総 務 係	(1)		( )書きは併任
	小 計	0	0	
合 計		128	7	

### 職員定数

事務局・教育委員会の職員定数	41名
消防本部・署の職員定数	100名
合 計	141名

## 令和7年度 一般会計予算

歳入 (令和7年4月1日現在)

区 分	金 額	構 成 比
分担金及び負担金	1,307,083 千円	98.16%
使用料及び手数料	286 千円	0.02%
国庫支出金	346 千円	0.03%
県支出金	2,427 千円	0.18%
財産収入	16 千円	0.00%
寄附金	2 千円	0.00%
繰入金	8,800 千円	0.66%
繰越金	3,552 千円	0.27%
諸収入	9,053 千円	0.68%
歳入合計	1,331,565 千円	100.0%

歳出

区 分	金 額	構 成 比
議会費	820 千円	0.06%
総務費	121,710 千円	9.14%
民生費	20,375 千円	1.53%
衛生費	1,066 千円	0.08%
商工費	2,400 千円	0.18%
消防費	1,170,154 千円	87.88%
教育費	39 千円	0.00%
公債費	1 千円	0.00%
予備費	15,000 千円	1.13%
歳出合計	1,331,565 千円	100.0%

## 令和7年度 環境衛生事業特別会計予算

歳入 (令和7年4月1日現在)

区 分	金 額	構 成 比
分担金及び負担金	1,270,989 千円	93.29%
使用料及び手数料	54,493 千円	4.00%
財産収入	252 千円	0.02%
繰越金	1 千円	0.00%
諸収入	36,676 千円	2.69%
歳入合計	1,362,411 千円	100.0%

歳出

区 分	金 額	構 成 比
衛生費	1,352,411 千円	99.27%
予備費	10,000 千円	0.73%
歳出合計	1,362,411 千円	100.0%

## 負担金割合一覧表

### ◎一般会計

区 分	本組合負担金条例に規定する負担割合
議会・総務費負担金	○組合議会及び組合事務局の運営に要する経費 ○圏域内の観光開発事業の総合調整に要する経費 ・均等割           20%            ・人口割           80%
民生費負担金	○老人ホーム入所判定委員会に要する経費 ・均等割           20%            ・人口割           80% ○介護認定審査会の設置及び運営に要する経費 ・均等割           20%            ・審査件数割       80% ○特別養護老人ホームの整備に要する経費 ・設置町村       80%            ・その他の町村(人口割)   20%
衛生費負担金	○救急医療体制の整備に要する経費 ・均等割           20%            ・人口割           80%
商工費負担金	○広域観光事業に要する経費 ・均等割           20%            ・人口割           80%
消防費負担金	○消防に要する経費 ・地方交付税法(昭和25年法律第211号)の規定による消防費にかかる前年度の基準財政需要額のうち常備消防に要する基準財政需要額割100% ただし、臨時的経費を除いた負担金が基準財政需要額を超えた場合は超過した負担金の負担割合は、均等割 20%、人口割 80%
教育費負担金	○視聴覚教育に要する経費 ・均等割           20%            ・人口割           80% ○語学指導等を行う外国青年招致に要する経費 ・配置外国青年数割 100%

### ◎特別会計

区 分	本組合負担金条例に規定する負担割合
環境衛生事業負担金	○保健衛生総務費に関する経費 ・人口割           100% ○ごみの収集、運搬、処分に関する経費 ・利用割           100% ○し尿・浄化槽汚泥の収集、運搬、処分に関する経費 ・利用割           100% ○火葬場の管理運営及び霊柩車の維持管理に関する経費 ・利用割           100%